

特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特許法施行令において、決定により特許出願とみなされる国際出願に関する特例に係る規定の整備を行うこと。

第二 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令において、電子情報処理組織を使用して行うことができない手続の追加を行うこと。

第三 この政令の施行期日は、平成十四年九月一日とすること。